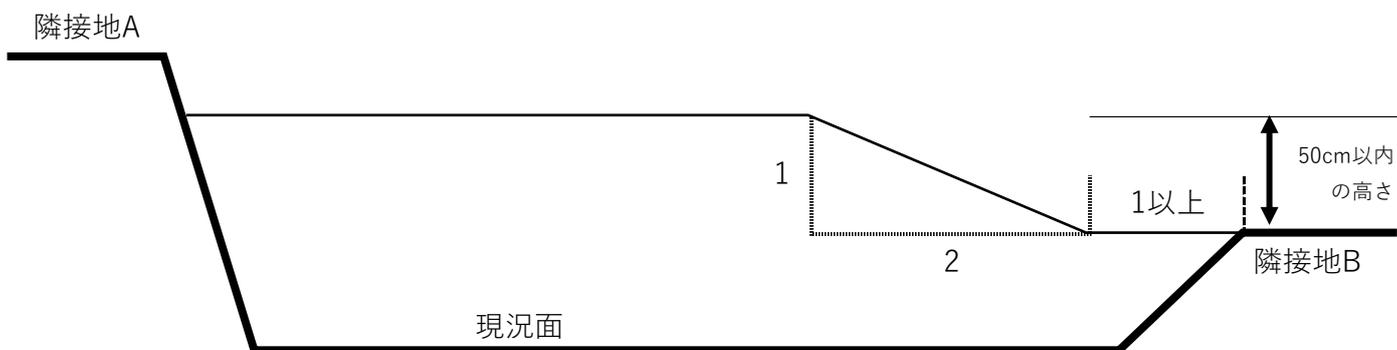


隣接地に高低差がある場合の改良造成断面図

1 原則として低い隣接地を基準とする

- (1) 盛土の仕上がり面の高さは、低い隣接地の高さから50cm以内とする。
- (2) 盛土の勾配は、かさ上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下とすること。
- (3) 盛土は、仕上がり面の高さに相当する幅で隣接地Bの境界からセットバックすること。



2 農機具の搬入を隣接地Aから行うため、隣接地Aと同等の高さにすることが耕作する上で効率的であるなど、例外的に高い隣接地を基準とすることを認める場合

- (1) 隣接地A側の仕上がり面は、既存の隣接地の高さを超えないこと。
- (2) 盛土の勾配は、かさ上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下とすること。
- (3) 盛土は、仕上がり面の高さに相当する幅で隣接地Bの境界からセットバックすること。

